参考 新旧対照表

〇「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の改正点

5 医療機関の対応

[対応の前提]

項目	新	旧
2 輸血前後の感染症検査の 実施(輸血用血液製剤について)	医療機関は受血者(患者)に対して輸血前後の感染症検査を「輸血療法の実施に関する指針」(改定版) ²⁾ (以下「指針」という。)の VIII の 1.2)(2) ii 及びiii の規定(別紙1)に従って検査を行う ^{※註1、2、3} 。	医療機関は受血者(患者)に対して輸血前後の感染症検査を「輸血療法の実施に関する指針」 ²⁾ (以下「指針」という。)のVIIIの4及び5の規定(別紙1)に従って検査を行う** ^{±1、2、3} 。
	この際、コンタミネーションや取り違いに十分注意して検体を確保し、その保管条件は、分離血漿又は交差適合試験等で使用した血清あるいは血漿(血球と分離)を2mL程度、-20℃以下で3か月以上可能な限り保管することが望ましい。	この際の保管条件は、分離血漿又は交差適合試験等で使用した血清あるいは血漿(血球と分離)を1ml程度、-20℃以下で3か月以上可能な限り保管することが望ましい。

(2)製造販売業者等から情報提供があった場合

項目	新	旧
情報提供のケース <輸血用血液製剤>	○供血者発 供血後の検査により病原体の感染が判 明した供(献)血者から過去に採取された 血液に由来する輸血用血液製剤が当該医 療機関に提供されていた場合	○供血者発 供血後の検査により病原体の感染が判 明した <u>(疑いを含む)</u> 供(献)血者から過 去に採取された血液に由来する輸血用血 液製剤が当該医療機関に提供されていた 場合

項目	新	旧
イ 対象製剤が使用されてい	なお、輸血用血液製剤等については、陽転	なお、輸血用血液製剤等については、陽転
た場合	の場合は、患者から採取した輸血後血液2	の場合は、患者から採取した輸血後血液1
(ア) 輸血前後の感染症検査	<u>mL</u> 程度を、陽転判明後速やかに提供する	<u>mL</u> 程度を、陽転判明後速やかに提供する
が指針に基づいて行われて	(日本赤十字社保管の同製剤で個別NA	(日本赤十字社保管の同製剤で個別NA
いる場合	T陽性が判明する前の場合を含む)。	T陽性が判明する前の場合を含む)。

6 日本赤十字社の対応

(1)医療機関で輸血用血液製剤による感染が疑われた場合(医療機関発)

療機関等への情報提供 製剤を供給した医療機関に対して、別紙3 に示す情報提供を行う。なお、日本赤十字 社保管の当該輸血用血液製剤に係る保管 検体が全て個別NAT陰性の場合にも、医療機関への情報提供は書面で行うこととし、機関への情報提供は書面で行うこととし、	項目	新	旧
事例に係るものとする。		製剤を供給した医療機関に対して、別紙3に示す情報提供を行う。なお、日本赤十字社保管の当該輸血用血液製剤に係る保管検体が全て個別NAT陰性の場合にも、医療機関への情報提供は書面で行うこととし、その対象は日本赤十字社へ報告された	また、供給後であれば、当該輸血用血液製剤を供給した医療機関に対して、別紙3に示す情報提供を行う。なお、日本赤十字社保管の当該輸血用血液製剤に係る保管検体が全て個別NAT陰性の場合にも、医療機関への情報提供は書面で行うこととし、その対象は平成16年4月以降に日本赤十字社へ報告された事例に係るものとする。

項目	新	旧
ア 供給停止又は回収及び医	<原料血漿>	<原料血漿>
療機関等への情報提供	製造販売業者に対して、日本赤十字社保	製造業者に対して、日本赤十字社保管の
(ア)対象製剤が未使用の場合	管の当該輸血用血液製剤に係る保管検体	当該輸血用血液製剤に係る保管検体で個
	で個別NAT陽性であって製造前であれ	別NAT陽性であって製造前であれば早
	ば早急に廃棄を依頼する**註8。	急に <u>返送又は</u> 廃棄を依頼する ^{※註8} 。

項目	新	旧
ア 供給停止又は回収及び医	当該医療機関において対象製剤が既に使	当該医療機関において対象製剤が既に使
療機関等への情報提供	用されていた場合、医療機関から当該受血	用されていた場合、医療機関から当該受血
(イ)対象製剤が使用されてい	者(患者)の輸血前後の検査結果及び健康	者(患者)の輸血前後の検査結果及び健康
た場合	情報の提供並びに患者の健康状態のフォ	情報の提供並びに患者の健康状態のフォ
	ローアップを依頼する。また、 <u>陽転の場合</u>	ローアップを依頼する。また、 <u>陽転の場合</u>
	には、当該事例においても新たに副作用感	であって、医療機関において受血者(患者)
	<u>染症報告(速報)を届け出て、</u> 医療機関に	の輸血後血液の個別NATを行っていな
	おいて受血者(患者)の輸血後血液の個別	い場合は当面日本赤十字社で実施し、同社
	NATを行っていない場合は日本赤十字	保管の同製剤についても個別NAT陽性
	社で実施し、同社保管の同製剤についても	となった場合は、後述「イ(イ)塩基配列
	個別NAT陽性となった場合は、後述「イ	の確認」を行う。
	(イ)塩基配列の確認」を行う。	

項目	新	旧
イ 因果関係の確認 (イ)塩基配列の確認	上記(ア)が陽性であって、医療機関から 入手した受血者(患者)の輸血後3か月程 度の保管血液が個別NAT陽性の場合は、 日本赤十字社保管の当該輸血用血液製剤 等に係る保管検体と受血者(患者)保管血 液(輸血後)中のウイルスの塩基配列を確 認する。	上記(ア)が陽性であって、医療機関から 入手した受血者(患者)の輸血後3か月程 度の保管血液が個別NAT陽性の場合は、 日本赤十字社保管の当該輸血用血液製剤 等に係る保管検体と受血者(患者)保管血 液(輸血後)の塩基配列を確認する。

項目	新	旧
ウ 供(献)血者への事後検査 依頼 (ア)依頼対象者	指針に基づく陽転例に係る供血者であって、受血者(患者)が <u>劇症又は死亡の重篤な HBV 又は HCV 感染例の場合に限る。</u>	指針に基づく陽転例に係る供血者であって、当面は受血者(患者)が <u>重篤の</u> HBV 又はHCV 感染例(劇症又は死亡を含む)の場合に限る。

項目	新	旧
エ 個別 NAT 陽性の場合の対	エ 個別 NAT 陽性の場合の対応	エ ガイドライン(日赤作成)の適用
応	当該輸血用血液製剤等の供(献)血者の	当該輸血用血液製剤等の供(献)血者の
	個別NAT陽性の場合は、後述(2)によ	個別NAT陽性の場合は、ガイドライン
	<u>り対応する。</u> ガイドライン(日赤作成)を	(日赤作成)を適用する。
	適用する。	

7 血漿分画製剤の製造販売業者等の対応

(2) 供(献)血者の検査結果から病原体の感染が判明し、供(献)血歴がある場合(供血者発)

項目	新	旧
(2)供(献)血者の検査結果か	(2)供(献)血者の検査結果から病原体の	(2)供(献)血者の検査結果から病原体の
ら病原体の感染が判明し、	感染が判明し、供(献)血歴がある場合	感染が判明し(疑いを含む)、供(献)血
供(献)血歴がある場合(供	(供血者発)	歴がある場合 (供血者発)
血者発)	製造 <u>販売</u> 業者等は、日本赤十字社等の	製造業者等は、日本赤十字社等の原料
	原料血漿製造業者※註 12 から情報提供が	血漿製造業者 ^{※註 12} から情報提供があっ
	あった場合、当該供血者に由来する原料	た場合、当該供血者に由来する原料血漿
	血漿について、日本赤十字社等の保管検	について、日本赤十字社等の保管検体で
	体で個別NAT陽性であって製造前で	個別NAT陽性であって製造前であれ
	あれば早急に廃棄する ^{※註8} (4課長通知	ば早急に返送又は廃棄する ^{※註8} (4課長
	参照)。	通知参照)。

9 その他

(1) 本ガイドライン対象以外の病原体の取扱い

項目	新	旧
<輸血用血液製剤>	○ HEV への対応	○ HEV への対応
ア ウイルス等	血液を介したHEV感染症例が平成 20	我が国における感染実態、体内動態は未
	年8月現在で5例報告されており、HEV 感	だ解明されていない状況である一方、血液
	染率の高い北海道に限定して、研究的・試	を介した感染症例は3例であり、重篤例が
	行的な取組として全例 NAT を実施し、NA	報告されていないことなどから、研究的・
	T陽性供(献)血者の血液を除外している。	試行的な取組として、まずは感染率の高い

その上で供(献)血者発の遡及調査を試行 北海道に限定して問診を強化するととも 的に実施する。通常、E型肝炎は慢性化し に、問診の結果、感染の可能性がある場合 ないことや HEV-RNA 持続陽性期間(約3ヵ は全例NATを行うことにより、NAT陽 月間)を考慮して、遡及期間は6ヵ月間と 性の者の血液を除外することとする。その 上で供(献)血者発の遡及調査を試行的に する。 実施する。 なお、血小板製剤等保存期間が短く 査結果判明前に医療機関へ提供してしま う場合は、その旨を医療機関へ情報提供す るとともに、検査結果が判明した際には、 当該検査結果について速やかに医療機関 へ情報提供することとする。

項目 新 ĺΗ <輸血用血液製剤> 受血者(患者)の感染症発症後、輸血後 受血者(患者)の感染症発症後、輸血後 イ細菌 の受血者(患者)血液による血液培養を行 の受血者(患者)血液による血液培養を行 (ア)医療機関の対応 い、日本赤十字社に対して、当該患者に係 い、日本赤十字社に対して、当該患者に係 ②受血者(患者)血液に係る る検査結果及び健康情報を提供するとと る検査結果及び健康情報を提供するとと 血液培養の実施 もに、日本赤十字社の情報収集に協力する もに、製造業者等の情報収集に協力するよ よう努めることが求められる。この際、冷 う努めることが求められる。この際、冷蔵 蔵保存されていた全ての「使用済みバッ 保存されていた全ての「使用済みバッグ」 グ」を提供することが必要である。 を提供することが必要である。 また、当該感染症等に関する情報が保健 また、当該感染症等に関する情報が保健 衛生上の危害発生又は拡大の防止のため 衛生上の危害発生又は拡大の防止のため に必要と認めるときは、厚生労働省(独立 に必要と認めるときは、厚生労働省(独立 行政法人医薬品医療機器総合機構) に副作 行政法人医薬品医療機器総合機構) に副作 用感染症報告を行うことが必要である。 用感染症報告を行うことが必要である。 その後、当該受血者(患者)に病状の変 その後、当該受血者(患者)に病状の変 化等があったことを知った場合は、日本赤 化等があったことを知った場合は、製造業 十字社に情報提供するよう努める必要が 者等に情報提供するよう努める必要があ ある。

項目	新	旧
<輸血用血液製剤>	③臨床菌株等の保管及び調査協力	[新設]
イ 細菌	受血者(患者)血液による血液培養で菌	
(ア)医療機関の対応	が同定された場合には、菌株又は菌株を含	
③臨床菌株等の保管及び調査	む培地を適切に保管すること。後述(イ)	
協力	②菌型の同定の必要がある場合には日本	
	赤十字社に提供し、調査に協力すること。	

項目	新	旧
<輸血用血液製剤>	医療機関において、受血者(患者)の血	医療機関発の遡及調査については報告
イ細菌	液培養を行っていなかった場合は、実施す	のあった全ての細菌に係る対応が、以下の
(イ)日本赤十字社の対応	るよう依頼する。	確認検査を除き、本ガイドライン対象病原
		体と同様に実施されている。
		なお、医療機関において、受血者(患者)
		の血液培養を行っていなかった場合は、実
		施するよう依頼する <u>か又は当該血液の提</u>
		供を依頼し、日本赤十字社で血液培養を実
		施するものとする。

項目	新	旧
<輸血用血液製剤>	<「使用済みバッグ」の提供を受けなかっ	<「使用済みバッグ」の提供を受けなかっ
イ細菌	た場合>	た場合>
(イ)日本赤十字社の対応	日本赤十字社は、当該製剤と同一供(献)	日本赤十字社は、当該製剤と同一供(献)
①「使用済みバッグ」等に係	血者に由来し、同時に採血された <u>血漿等</u> を	血者に由来し、同時に採血された <u>血漿</u> を用
る血液培養の実施	用い、公的検査機関及び必要に応じて第3	い、公的検査機関及び必要に応じて第3者
	者機関に血液培養の実施を依頼する。	機関に血液培養の実施を依頼する。

項目	新	坦
<輸血用血液製剤>	血液培養の結果、受血者及び供(献)血	血液培養の結果、両検体から同一の細菌
イ細菌	者の両検体から同一の細菌が検出された	が検出された場合は、 <u>遺伝子解析</u> により、
(イ)日本赤十字社の対応	場合は、医療機関から提供された臨床菌株	菌型の同定を行う。
② 菌型の同定	等及び輸血用血液製剤由来の菌株を用い、	
	遺伝子解析等により菌型の同定を行う。	

〇 別紙4「遡及調査期間」の改正点

50 プール NAT 陽転時 (1) HBc 抗体 (EIA 法等) が検出された場合 可能な限り過去に遡り、保管検体の個別 NAT が陰性と判定されるま ですべての輸血用血 液、原料血漿を遡及す る。	血清学的検査陽転時 (1) HB c 抗体のみが陽転した場合可能な限り過去に遡り、保管検体の個別 NAT が陰性と判定されるまですべての輸血用血液、原料血漿を遡及する。
が検出された場合 可能な限り過去に遡 り、保管検体の個別NAT が陰性と判定されるま ですべての輸血用血 液、原料血漿を遡及す	した場合 可能な限り過去に遡り、 保管検体の個別 NAT が 陰性と判定されるまで すべての輸血用血液、原
(2) HBc 抗体(EIA 法等) が検出されない場合 遡及期間は125日以内 とする。遡及期間内の 過去の直近(前回)及 び前回から過去92日 以内のすべての輸血用 血液、原料血漿を遡及 する。	(2) HB s 抗原またはHB s 抗原とHBc 抗体が陽転 した場合 可能な限り過去に遡り、 過去の直近(前回)及び 前回から過去 92 日以内 のすべての輸血用血液、 原料血漿を遡及する。
遡及期間は192日以内 とする。 遡及期間内の過去の直 近(前回)及び前回か ら過去50日以内のす べての輸血用血液、原 料血漿を遡及する。	可能な限り過去に遡り、 過去の直近(前回)及び 前回から過去50日以内 のすべての輸血用血液、 原料血漿を遡及する。
可能な限り過去に遡り、過去の直近(前回)及び前回から過去58日以内のすべての輸血用血液、原料血漿を遡及する。	可能な限り過去に遡り、過去の直近(前回)及び前回から過去58日以内のすべての輸血用血液、原料血漿を遡及する。
	以内のすべての輸血用 血液、原料血漿を遡及 する。 遡及期間は192日以内 とする。 遡及期間内の過去の直 近(前回)及び前回か ら過去50日以内のす べての輸血用血液、原 料血漿を遡及する。 可能な限り過去に遡 り、過去の直近(前回) 及び前回から過去58 日以内のすべての輸血 用血液、原料血漿を遡

なお、医療機関からの感染情報に基づく保管検体の調査で、 個別NAT陽性となった場合は、<u>スクリーニングNAT</u>陽転 時の前回血液と同様に取扱う。 なお、医療機関からの感染情報に基づく保管検体の調査で、個別NAT陽性となった場合は、50 プールNAT 陽転時の前回血液と同様に取扱う。

新	旧	
※註6 患者の対応においては以下のことに留意すること。	※註6 患者の対応においては以下のことに留意すること。	
<輸血用血液製剤>	<輸血用血液製剤>	
○ 一般的に輸血用血液製剤は、現在の科学水準の下では 技術的にウイルス等の混入による感染のリスクを完全 には排除できないこと。同時に HBV の感染既往者におけ る肝炎の重篤化及び院内感染等の輸血以外の原因もあ り得ること。	○ 一般的に輸血用血液製剤は、現在の科学水準の下では 技術的にウイルス等の混入による感染のリスクを完全に は排除できないこと。同時に <u>院内感染など</u> 輸血以外の原 因もあり得ること。	
※註 11 原料血漿に係る個別NATの結果の情報について は、陽性の場合のみ製造販売業者に提供する。	※註11 原料血漿に係る個別NATの結果判明前の情報について、製剤送付後相応の期間を超えた場合は、製造業者等に対して提供しない。	

- ※ 下線部が改正点。
- ※ その他、ガイドライン全般において「製造業者」を「製造販売業者」と修正した。